⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式。）。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場の外は、申請書及び技術資料等の差し替えは認められない。

⑺　専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑻　手続きにおける交渉の有無　無

⑼　契約書作成の要否　要

⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑾　技術提案内容に確認が必要な場合及び簡易技術資料と技術資料（技術提案書２を除く）の評価が一致しない場合は、ヒアリング等を行う場合がある。

⑿　施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶及び⑸により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料等を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒂　本工事の契約締結後、契約者が「受注している」もしくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。

⒃　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Sasaki Yoshimitsu Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of the Akidouro Aki Tunnel

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 1 November 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 14 February 2024 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 14 February 2024 or tenderssubmitted by mail 2 : 00 P.M. 14 February 2024

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年９月27日

（契約責任者）

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　安達　雅人

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第 24 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　近畿自動車道　稲田高架橋他13橋耐震補強工事（不落札協議対象）

⑶　工事場所

自）大阪府門真市大字稗島

至）大阪府東大阪市荒本西４丁目

⑷　工事内容　本工事は、大阪高速道路事務所が管理する近畿自動車道のうち、門真ＪＣＴ～東大阪ＪＣＴ間にある橋梁14橋の耐震補強を行うものである。

⑸　工事概算数量

橋脚補強（炭素繊維巻立）　49橋脚

落橋防止構造　204組

支承取替　８基

鋼製橋脚（コンクリート充填）　12橋脚

横変位拘束構造　５箇所

縁端拡幅　21箇所

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,200日間

⑺　使用する主要な資機材

コンクリート　約120㎥

鉄筋　約１ｔ

⑻　落札方式　総合評価落札方式（施工計画提案型（標準型））

⑼　契約金額の約定方法　総価単価契約

⑽　単価表の提出　必要

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、本件競争に参加することができる。

⑴　審査基準日（下記３⑶に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）」第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、「令和５・６年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、以下の全ての条件に該当すること。

ただし、「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領（平成21年要領第41号）」に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けて、当該再認定において以下の全ての条件に該当すること。

①　単体で参加する場合　「橋梁補修改築工事」の資格を有し、かつ、当該資格における客観的事項に係る点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である者

②　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）で参加する場合　「橋梁補修改築工事」の資格を有し、かつ、当該資格における客観的事項に係る点数が1,100点以上である２者で構成された共同企業体。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、協業組合及び事業協同組合は、特定ＪＶの構成員となれないものとする。

⑶　審査基準日において、平成20年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。

①　単体、特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員の場合

次の施工実績を有すること。

既設橋梁において、落橋防止構造の設置または支承取替を実施した工事

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員の場合

次の施工実績を有すること。

既設橋梁において、落橋防止構造の設置または耐震補強を実施した工事

※特定ＪＶの代表者以外の構成員については、①若しくは②に掲げるいずれかの施工実績を有すること。